

阿賀野市監査委員告示第3号

定期監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年3月29日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 村 上 清 彦

令和4年度定期監査結果指摘事項措置状況

公園管理事務所	
指摘事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓢湖憩いの家自動ドア修繕について、本来入札案件であるが、随意契約により執行していた。適正な事務処理に努められたい。</li> </ul>	<p>工事請負費の契約方法と同じと勘違いしていたものです。</p> <p>今後、十分に確認を行い適正な事務処理に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に閉館した「白鳥の里」の施設活用について検討されたい。</li> </ul>	<p>「白鳥の里」を子育て世代をターゲットとした子どもの遊び場や無料休憩所としての活用を検討し、素案をまとめたところです。</p>

消防本部	
指摘事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団事務局の切手について、切手出納簿を作成せずに管理をしていた。適正な管理に努められたい。</li> </ul>	<p>指摘を受け直ちに帳簿を作成し管理しています。</p>

上下水道局（上水道）	
指摘事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産目的外使用許可及び貸付について、土地使用料の算出方法に誤りがあった。行政財産使用料条例を遵守されたい。</li> </ul>	<p>使用料の再計算を行い、変更契約を締結しました。</p> <p>返金となる差額については、年度内に返金する予定です。</p>

上下水道局（下水道）	
指摘事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度末の下水道等への接続人口割合(水洗化率)は72.1%で、前年度より増加したものの、汚水処理人口普及率97.4%に対して低い数値である。</li> </ul> <p>今後も世帯訪問やチラシ配布等による普及促進制度の周知により水洗化率の向上を図り、経営健全化に取り組まされたい。</p>	<p>例年、下水道供用開始1～3年目の未接続世帯に対して臨戸訪問を実施し、普及促進制度、各種補助制度等について説明、チラシ配布を実施しています。</p> <p>今年度は、堀越地区等普及促進制度対象世帯112世帯を訪問、及び浄化槽適正管理指導でも、説明、チラシ配布、聞き取り等を実施しました。</p> <p>未接続の理由として、商店街や住宅密集地での宅内配管の工事費が高額になることや施工が困難であること、また、後継者がいない等が、主な要因です。</p> <p>今後も引き続き臨戸訪問等を実施し、下水道接続率向上を図れるよう取り組みます。</p>

建設課	
指摘事項	措置状況
<p>・公営住宅使用料の未収金については、公平性の観点から引き続き督促や積極的な臨戸訪問を行い、収納率の向上に努められたい。</p>	<p>住宅使用料の未納のある入居者への督促について、これまで月2回の定期的な文書による通知はそのまま継続していくとともに、未納が続いている入居者へは電話や臨戸訪問により折衝機会を積極的に確保するよう努めてまいります。</p> <p>また、長期・高額滞納者への計画納入の指導を継続しながら、滞納が続く入居者についても、早めに連絡を取り、相談の機会を確保することにより滞納の予防に努めます。</p>

学校教育課	
指摘事項	措置状況
<p>・学校監査において、切手出納簿と切手現物が相違している学校があった。また、薬品管理台帳と現物の在庫量が異なっている学校があった。管理職等による定期的な確認を行い、適正な管理に努められたい。</p>	<p>指摘を受けた学校はもちろんのこと、切手については月ごとに、薬品については学期又は使用ごとに管理職と担当による現物残と台帳の確認を実施するよう指導します。特に、薬品管理については、危険物である共通認識のもと、手引きによる適正管理について、各小中学校に徹底するよう文書で通知を行い、再発防止に努めます。</p>

税務課	
指摘事項	措置状況
<p>・市税の収納については、現年度分の徴収強化の取組や実地調査の実施により収納率向上に努めている。引き続き税負担の公平性及び自主財源の確保の観点から関係機関と連携し、収納強化に取り組まれたい。</p>	<p>現年度分は滞納繰越分の発生を抑制するため、早期に滞納処分を行うとともに、滞納繰越分は新潟県地方税徴収機構等と緊密に連携し、滞納額の圧縮や徴収技術の向上を図るなど、引き続き徴収強化に取り組んでまいります。</p>

市民生活課	
指摘事項	措置状況
<p>・複合ごみ資源化処理業務について、過年度分において未契約での事業執行及び未払いにより、損害賠償による支払いが行われたほか、支払遅延により出納整理期間中に一括支払いを行うなど不適正な事務処理が行われた。</p> <p>また、令和4年度のし尿処理収集運搬業務においても、未契約での事業執行が行われ、一部は未だ解決に至っていない。速やかな解決に努めるとともに、予算管理や財務事務の執行においては、担当者任せにすることなく管理を徹底し、適正な処理に努められたい。</p>	<p>予算管理等において、担当者任せにならないよう委託業務をリスト化し、チェック体制を確立しました。毎月未執行がないか確認しています。</p> <p>また、報・連・相の徹底と課内、係内で業務内容の共有と進捗管理を指示したところです。</p>

商工観光課	
指摘事項	措置状況
<p>・窓口準備金等の保管状況について、日々の受入、払出の状況を窓口準備金受払簿に記入していなかった。現金等の出納事務に関しては、管理体制を徹底し、適正に処理されたい。</p>	<p>令和5年2月1日から窓口準備金の受入、払出状況を日々受入簿に記入し、適正に管理を行っています。</p>

社会福祉課	
指摘事項	措置状況
<p>・あがの子育て支援センターにこの行政財産目的外使用許可及び貸付について、令和3年度及び令和4年度分の使用許可に係る手続きが行われていなかった。また、管理運営費負担金について更新手続きが行われていなかった。規定を遵守し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>行政財産目的外使用許可及び貸付については、次年度から単年度毎の事務手続きを確実にすることとします。</p> <p>管理運営負担金については、改めて契約を締結しました。</p> <p>今後は、認識の誤りや失念による不適正な事務処理にならないよう、常に規定を遵守した運用であるかを確認し、契約等期日等のチェック体制を整え、適正な事務処理に努めます。</p>

管財課	
指摘事項	措置状況
<p>・ 定期監査の結果、契約事務全般を通じて見受けられた以下の事項について、事務処理が適正に行われるよう周知されたい。</p> <p>1 業者指名候補者名簿、見積調書等に決裁権者の決裁がない。</p> <p>2 参考見積書及び見積書の依頼事務において、見積書と提出期限の日付が前後するなど事務処理の時系列に矛盾が生じている。</p> <p>3 一者による随意契約について、財務規則の条項及び具体的な理由を記載していない。また、条項及び理由が適正でない。</p> <p>4 入札調書に入札執行職員の押印がされていない。</p> <p>5 賃貸借に係る検査調書を物件納入時に作成していない。</p>	<p>1、2、3、5については、適正な事務手続きを行うよう庁内周知します。</p> <p>4については、確認を徹底します。</p>

企画財政課	
指摘事項	措置状況
<p>・ 今後も続く少子高齢化、人口減少による人口構造の変化や多様化する行政需要に対応するため、デジタル化や事務改善の推進により事務の簡素化、効率化に努められたい。</p>	<p>職員研修の実施などを通じて、職員のデジタル技術の活用能力の育成を図るとともに、RPAなどのデジタルツールを効果的に活用しながら、更なる業務の効率化を図ることとします。</p>
<p>・ 今後も市民の生活に必要な行政サービスを提供するため、財源確保を心掛け、持続可能な財政基盤の堅持に努められたい。</p>	<p>引き続き、経済社会情勢や、国の動向を注視し、国県補助金等の財源確保に努めることと併せ、各種計画に基づく中期的な財政需要を見極め、一定の基金を確保することで、持続可能な財政基盤の構築につなげます。</p>

総務課

指摘事項	措置状況
<p>・ 定期監査の結果、全般を通じて見受けられた以下の事項について、事務処理が適正に行われるよう周知、改善されたい。</p> <p>1 公印使用における取扱いの不備</p> <p>・ 公印押印の取扱いが規定どおりでなく、各部署で異なる。</p> <p>・ 公印使用簿等の記載事項の不備や押印漏れ</p> <p>2 起案文書や供覧文書の決裁月日、施行月日、記号番号、保存年限区分、供覧月日の記載漏れ</p> <p>3 文書事務取扱規程に定められた様式と異なる処理印の使用</p> <p>4 出勤簿、休暇簿及び週休日の振替簿の記載誤り</p> <p>5 旅行命令簿、運転日報の記載事項の不備</p>	<p>1、3については、令和4年3月10日付けで適正な事務処理について庁内周知をしました。改めて徹底するよう周知します。</p> <p>2、4、5については、適正な事務処理について庁内周知を行います。</p>
<p>・ 週休日の振替等の規定期間内の未取得や夏季休暇の取得日数が少ない者が見受けられた。</p> <p>職員の健康保持の観点から適切な管理について周知徹底を図られたい。</p>	<p>週休日の振替えや夏季休暇の取得については、職員のタイムマネジメントの意識向上を図るとともに、管理監督者についても、部下職員のマネジメントの一環として、適切に管理するよう、周知します。</p>
<p>・ 財務事務執行の中で発生した不適正な事務処理事案について、事実関係の解明、原因究明を図り、組織的な再発防止策を講じられたい。</p>	<p>当該事案については、事実関係の解明、原因究明を行った上で、再発防止策を策定し、公表しました。再発防止策を徹底するよう、職員に周知するとともに、再発防止策が実行されているか、毎年度、確認、検証するよう努めます。</p>